報酬規定

伊藤俊一税理士事務所 東京都文京区本駒込4-36-7 電話 03-3822-0010 E-mail shun_ito@nifty.com 平成30年5月15日改定

※本報酬規定はあくまで、目安であり、相談の内容(複雑性など)やその頻度 その他様々な点を考慮して報酬を決定するものとする。

[法人の報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. 顧問報酬

(1) 基本報酬

次の①と②の合計額を基本報酬とする。

① 売上基準

年間売上金額		月額顧問料	
十间光上並領	年12回面談	年6回面談	年4回面談
3,000万円未満	27,000 円	19,500 円	15,750 円
1 億円未満	31,500 円	27,000 円	19,500 円
3 億円未満	39,000 円	31,500 円	27,000 円
5 億円未満	47,250 円	39,000 円	31,500 円
10 億円未満	78, 750 円	63,000 円	47,250 円
30 億円未満	112,500 円	78,750 円	63,000 円
50 億円未満	150,000 円	112,500 円	78,750 円
50 億円以上	別途見積もり		

② 利益基準

月額顧問料
増減なし
2,000 円
5,000 円
10,000 円
15,000 円
20,000 円
30,000 円
別途見積もり

但し、貴社からの経理データの送付がない場合には、面談しない場合がありますので ご了承下さい(原則、月額顧問料3万円未満の場合は来所をお願いしております)。

(2) 記帳代行料

年間売上金額	月額記帳代行料
1 億円未満	30,000 円
2 億円未満	40,000 円
5 億円未満	50,000 円
10 億円未満	別途見積り
30 億円未満	別途見積り
50 億円未満	別途見積り
50 億円以上	別途見積り

※丸投げパックについては50,000円~(個別相談)

(3) 資金繰り

5,000 円/月<u>(貴社会計ソフト使用又は貴社作成資金繰り表使用の場合は無料)</u> 但し、年12 回面談先は毎月作成し、年6 回面談先は2 ヶ月に1 度作成、 年4回面談先は3 ヶ月に1度作成することとする。

2. 法人税・法人住民税・事業税 申告報酬

(1) 年12 回面談先

月額顧問報酬の6倍(但し、最低金額130,000円とする)。

(2) 年6回面談先

月額顧問報酬の7倍(但し、最低金額140,000円とする)。

(3) 年4回面談先

月額顧問報酬の8倍(但し、最低金額150,000円とする)。

(4)決算説明資料作成

決算説明用資料作成が必要な場合には前述の決算申告報酬に10%を加算する。

(5) その他

連結納税・連結決算(持分法を含む)・税効果会計等については別途報酬 (最低金額500,000 円とし別途見積り。但し導入年度の最低金額3,000,000 円 とする)が必要。

3. 消費税申告報酬

- (1) 簡易課税方式 月額顧問報酬 相当額
- (2) 原則課税方式
 - ① 比例配分方式 月額顧問報酬 相当額
 - ② 個別対応方式 月額顧問報酬の2倍

4. 給与計算代行(弥生給与・JDL/当職作成エクセルシート)

- ・基本料金 10,000 円/月+1人1,000 円を加算
- ・住民税 特別徴収切替手続き 1,000 円/人

5. 給与計算ソフトの利用

上記4. と同じ

6. 税務調査立会

- ・立会日当 80,000円 遠方の場合は実費交通費
- ・修正申告書作成 1期分につき1ヶ月の月額基本報酬相当額
- ・特別な調査研究を要する場合 別途加算及び実費

7. 年末調整

次の基本料金と社員人数対応金額との合計額

- (1) 基本料金 10,000 円
- (2) 社員人数対応金額

以下1人増すごとに1,000円加算

(注) 年末調整業務の範囲 確定所得税の算出 給与支払報告書の作成 法定調書合計票の作成 その他支払調書の作成(但し、外注支払調書は除く)

(3) 外注支払調書作成報酬

外注件数(枚数)	対応報酬
5人以下	0円
5人超10人以下	5,000 円
10人超20人以下	15,000 円

以下1件増すごとに1,000円加算

8. 固定資産税、償却資産税申告

次の基本料金と課税標準対応金額との合計額

- (1) 基本料金 15,000 円
- (2) 課税標準対応金額

課税標準	対応報酬
1,000万円未満	0 円
3,000万円未満	10,000 円
5,000万円未満	20,000 円
1億円未満	30,000 円

9. 組織再編

- (1) 合併・分割・事業譲渡・株式交換・株式移転・現物分配等申告書作成 難易度により別途見積もり
- (2) 合併・分割・事業譲渡・株式交換・株式移転・現物分配等シミュレーション作成 難易度により別途見積もり

※現状の顧問税理士を変更していただく必要はありません。

10. 事業承継コンサルティング

(1) スキーム策定

難易度により別途見積もり

(2) 自社株対策

難易度により別途見積もり

※いずれも金融機関が提示するコンサルティング報酬よりはかなりの低額でお見積り させていただいております。

※現状の顧問税理士を変更していただく必要はありません。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

11. 内部統制コンサルティング

- 経理合理化
- バックオフィス整備

難易度により別途見積もり

※会計系コンサルティング会社が提示するコンサルティング報酬よりはかなりの低額でお見積りさせていただいております。

※現状の顧問税理士を変更していただく必要はありません。

12. 役員就任等

- · 非常勤役員
- ・監査役
- 会計参与
- · 政治資金登録人
- 税務訴訟保佐人
- 成年後見人

別途お見積り

[相続税申告報酬]

相続税申告報酬(申告書作成報酬を含む)は、次の1. 基本報酬 2. 資産総額報酬 3. 共同相続人加算報酬 4. 加算報酬 の合計額とする。

1.	基本報酬		100,000 円	
2.	遺産総額報酬	5,000 万円未満	300,000 円	
		7,000 万円 "	500,000 円	
		1 億円 "	900,000 円	
		3 億円 "	2,400,000 円	
		5 億円 "	3,300,000 円	
		7 億円 "	4,000,000 円	
		10 億円 //	5,000,000 円	
		10 億円以上	1 億円増すごとに	
			5,000,000 円に1,000,000	円を加算

なお、遺産総額の算定は小規模宅地等の特例適用前の額とする。

3. 共同相続人加算報酬

共同相続人(納税義務のある受遺者を含む)1人増すごとに2.遺産総額報酬の10%相当額を加算する。但し、共同相続人のうち相続を放棄した者がある場合には、その者は共同相続人の数には算入しない。

4. 加算報酬

当該事案について、財産の評価等の事務等が著しく複雑なときは、遺産総額報酬の 50%相当額を限度として加算する。

5. 着手金

着手金として報酬見込額の20%(最低100,000 円)を着手時にお支払頂きます。 なお、着手後1ヶ月経過後はキャンセルがあっても着手金の返還は致しません。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

[相続税物納報酬]

物納報酬は、次の1. 基本報酬と2. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬

物納申請額	対応報酬
1億円未満	500,000 円
5 億円未満	700,000 円
5 億円以上	900,000 円

5億円増すごとに200,000円加算

2. 加算報酬

当該事案の物納に関する事務等が著しく複雑のときは、成功報酬として 物納許可額の10%を加算する。

[相続税延納申請報酬]

対応報酬
50,000 円
100,000 円

5,000万円以上1,000万円増すごとに10,000円を加算

[贈与税申告報酬]

贈与税申告報酬は、次の1. 基本報酬 2. 財産評価報酬 3. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬 10,000 円

2. 財産評価報酬

(1) 不動産の評価

取得財産価額	対応報酬
200万円未満	0 円
500万円未満	10,000 円
1,000万円未満	20,000 円
2,000万円未満	30,000 円
2,000万円以上	50,000 円

1,000万円増すごとに20,000円加算

【全て、税抜金額にて表示しております。】

- (2) 非上場株式の評価(1銘柄に付き)
 - ① 配当還元方式 10,000 円
 - ② 類似業種比準価額方式 100,000円
 - ③ 純資産価額方式 300,000 円~ (別途見積もりによる)
- (3) その他の資産別途見積もりによる

3. 加算報酬

- (1) 相続時精算課税の選択 30,000 円
- (2) 配偶者の2,000 万円贈与の特例申請 20,000 円
- (3) その他特例等の申請 別途見積もりによる

[所得税申告報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

- 1. 基本報酬 10,000 円
- 2. 事業所得、不動産所得、雑所得(公的年金を除く) 売上1,500 万円以上の場合は、原則として月額顧問とする。 その場合の顧問料については、法人に準じる。
- (1) 年収基準 (売上基準)

年収基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	6,000 円
800 万円未満	9,000 円
1000 万円未満	12,000 円
1500 万円未満	20,000 円
1500 万円以上	法人に準じる

(2) 所得基準

年収基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	5,000 円
800 万円未満	7,500 円
1000 万円未満	17,500 円
1500 万円未満	法人に準じる

(3) 付加基準

①青色申告付加

		対応報酬
白色申告		0 円
丰	10万円控除	5,000 円
青色申告	65万円控除	15,000 円

- ②特例等の利用 … 別途見積もりによる
- ③源泉所得税の対応

納期の特例 …10,000 円 原則納付(毎月納付)…60,000 円

3. 譲渡所得、山林所得

- (1) 不動産の譲渡所得、山林所得 次の①②③の合計額とする。
 - ① 収入金額基準

収入金額 1,000 万円未満 5,000 円 5,000 万円未満 15,000 円 5,000 万円以上 25,000 円

②所得金額基準

売却所得	対応報酬
100万円未満	0 円
500万円未満	10,000 円
1,000万円未満	25,000 円
3,000万円未満	50,000 円
5,000万円未満	100,000 円
1億円未満	250,000 円

以下1 億円増すごとに100,000 円加算

③付加基準

居住用財産の特別控除 5,000 円 その他 特例 別途見積もりによる。

(2) 株式の譲渡所得

①件数基準

次に掲げる区分に応じる。

【上場株式の譲渡】

	譲渡件数	対応顧問料
特定口座利用	_	0 円
一般口座利用	集計不要のケース	2,500円
	3件まで	0円
	8件まで	2,500円

9件目以降、1件につき500円

【非上場株式の譲渡】

	対応顧問料
対価の根拠、原価の根拠が明らかなもの	2,500円
明らかでないもの	別途見積もりによる

②付加基準

(イ) エンジェル税制、ストックオプション制度の利用

所得金額	対応報酬
1,000 万円未満	25,000 円
2,000 万円未満	35,000 円
3,000 万円未満	50,000 円

3,000万円以上は所得金額の0.35%

- (ロ) その他 特例の利用 別途見積もりによる。
- 4. 配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得のうち公的年金 原則として追加報酬 なし。 但し、複雑なものがあれば 別途見積もりによる。

5. 税額控除等特例の適用

- (1) 住宅ローン控除
 - ① 新規適用(適用1年目) 5,000円
 - ② 2年目以降 0円
- (2) その他 特例の利用 別途見積もりによる
- 6. 生前相続対策コンサルティング

月額50,000円より ※難易度より異なる。

[その他]

業務に伴う資料の収集その他特別な事務に従事する場合の日当は、 別途見積もりとし、その際の旅費及び宿泊料は実費とする。